

岐阜県立関高等学校 各種証明書の発行について

1 卒業証明書等交付手数料

本校を卒業や退学した方に各種証明書を交付する際、交付手数料を納付していただいております。ただし、在校生の方については、無料で交付いたします。

2 手数料を徴収する証明書

卒業証明書、修了証明書、調査書、学業成績証明書、単位修得証明書、その他学業等に関する文書（推薦書、各証明書を発行できない証明書など、校長印を要する文書全て）

<主な証明書の種類と発行期限等>

種 類	卒業後の発行期限	備 考
卒業証明書	永年	卒業したことを証明します。
調 査 書	5年	進学等で、発行期限以降の申請の場合は、出願先にその旨お問い合わせください。なお、「証明書が発行できない証明書」も発行できます。
学業成績証明書	5年	
単位修得証明書	20年	高等学校で学んだ科目の修得単位数を証明します。

3 手数料の額

いずれの証明書も、1通につき300円です。

4 納付方法

岐阜県収入証紙により納付していただきます。

なお、令和3年7月1日より、県の区域外に居住する等の理由により証紙の売りさばきを受けることが困難であると認められる者（以下「県外居住者等」という。）が、郵便又は特定信書便事業者による信書便（以下「郵便等」という。）で申請する場合については、現金（現金書留による）又は無記名の定額小為替証書による納付も可能となりました。あらかじめ電話によりご相談ください。

※県内居住者の方は、現金・定額小為替での取り扱いはできません。また、本校での収入証紙の購入はできませんのであらかじめ準備してください。

5 申請方法

学校休業日を除く毎日8時20分から16時50分まで事務室で受付けております。原則として、申請者ご本人が来校して申請することになりますが、遠隔地にお住まいであるなど、やむを得ない場合は、代理人による申請や郵送による申請を受付けます。郵送による申請の場合は、簡易書留等追跡可能な方法で送付してください。

証明書の発行には時間を要しますので、申請する際は、必要な証明書の種類、枚数などをあらかじめ電話（代表番号：0575-22-5688）により連絡してください。

なお、書類を受理した後は、証明書が不要となった場合でも書類及び手数料の返却はできませんので、注意してください。

申請時にご用意いただく書類は、次のとおりです。

○申請に必要なもの

(1) 本人が申請する場合

① 証明書交付申請書

② 手数料（1通あたり300円 岐阜県収入証紙は申請書に貼付）

[県外居住者等が郵便等で申請する場合]

- ・現金で納付される場合は、申請書とあわせ現金書留で送付してください。
- ・定額小為替証書で納付される場合は、定額小為替証書の指定受取人欄等すべて空欄（無記入）のまま送付してください。

③ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポートなど）

・郵送により申請する場合は、コピー（氏名・住所・生年月日が確認できる面）を申請書に同封してください。

健康保険の被保険者証等の場合は、被保険者記号・番号等がわからないようにマスキングを施してコピーをしてください。

④ 返信用封筒（証明書を郵送で受取る場合）

- ・返信用封筒には申請者の住所・氏名を記入し、切手を貼付してください。料金不足にならないよう、郵便局で確認してください。遅配・不達等の郵便事故の責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。

※卒業証明書以外の証明書は、長形3号封筒に封入します。長形3号封筒が入る大きめの封筒（角形2号等）を準備してください。

【返信用封筒に貼付する切手の額の目安】

卒業証明書	1～6通（長形3号封筒）	7～15通
	84円＋特定記録郵便料金等	94円＋特定記録郵便料金等
調査書等 (卒業証明書以外の証明書)	1～2通（角形2号封筒）	3～5通
	120円＋特定記録郵便料金等	140円＋特定記録郵便料金等

※あくまでめやすです。組み合わせによって変わります。

※卒業後に改姓や改名している場合で、新しい氏名での発行を希望する場合は、戸籍抄本（発行日から6か月以内のもの）等、改姓改名の事実が記載されているものを合わせて提出してください。（証明書は、基本的に卒業時の氏名での発行となります。調査書は新姓での発行はできません。）

（2）代理人が申請する場合

- ① 証明書交付申請書
- ② 手数料（申請書に岐阜県収入証紙を貼付：1通あたり300円）
- ③ 委任状
- ④ 代理人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポートなど）

6 申請書様式等

証明書交付申請書、委任状の様式は、本校事務室に備え付けておりますが、こちらからもダウンロードできます。

なお、遠隔地の方でダウンロードができない場合は、FAXもしくは郵送で送付いたします。

【様式】

- ・証明書交付申請書（PDFファイル）
- ・委任状（PDFファイル）

7 岐阜県収入証紙について

岐阜県収入証紙の販売所は、以下のページでご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13417.html>

なお、本校最寄りの販売所は以下のとおりです。

- （1）十六銀行東関出張所（関市弥生町2-2-26 TEL：0575-23-7816）
- （2）関信用金庫桜ヶ丘支店（関市弥生町3-3-3 TEL：0575-24-7711）

また、ファミリーマート岐阜県庁店にて、郵送で購入することも可能です。
詳しくは、下記のページでご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/369587.pdf>

8 定額小為替証書について※県外居住者等が郵便等で申請する場合のみの取扱いとなります。(事前に学校へお電話してください。)

- ・ ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口でお求めいただけます。
- ・ 額面は 12 種類あります。証明書発行手数料額ちょうどになる組合せをお求めください。
- ・ 額面にかかわらず、定額小為替証書の料金が別途必要です。
- ・ 定額小為替証書の受取人欄等に何も記入しないでください。
- ・ 定額小為替証書と定額小為替払渡票は切り離さないでください。
- ・ 定額小為替金受領書は、申請された証明書が届くまでお手元で保管してください。
- ・ 詳しくは、最寄りのゆうちょ銀行、郵便局の窓口でお尋ねください。

9 申請書送付先・問合せ先

郵便番号 501-3903 関市桜ヶ丘 2-1-1

岐阜県立関高等学校

電話(代表) 0575-22-5688

FAX 0575-23-7089

※個人情報の取扱いについて

本校が証明書の交付手続きにより取得した個人情報については、証明書発行に伴う本人確認及び申請内容に関する本人への問合せのために利用します。これらの個人情報については、上記に明示する利用目的にのみ使用し、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはありません。